令和８年度給与改定（第１回）小委員会交渉

①　日　時　令和８年８月２５日（火）１８時１１分～１８時１５分
②　場　所　東京区政会館２０階２０３会議室
③　出席者
（当　局）鯨井総務部長会会長（新宿）、田中総務部長会副会長（豊島）、
植田総務部長会副会長（江戸川）、田中総務部長会幹事（渋谷）、
小林人事企画部長、藤永調査課長、榊勤労課長、
浅見労務・制度改革担当課長
（特区連）福島副執行委員長、双川副執行委員長、籠谷書記長、
西嶌賃金対策担当部長、木全組織担当部長、冨川教育宣伝担当部長
④　発言要旨
〈当局〉
それでは、私から申し上げます。
本日は、扶養手当における認定要件の見直しについて、別紙のとおり提案いたします。
扶養制度については、所得税における所得控除制度や、健康保険法に基づく被扶養者に係る年間収入の認定要件が見直され、東京都職員共済組合及び公立学校共済組合においても同様の見直しが行われております。
国家公務員の扶養手当制度では、本年４月から、手当の支給要件となる扶養親族の収入限度額について、大学生年代の場合は年額１３０万円未満から１５０万円未満への引上げが行われております。また、東京都においても、本年１０月から、同様の引上げが行われます。
区の扶養手当制度は、国や東京都等の制度・水準等を考慮して支給要件を設定してきたところであり、今般の国や東京都等における見直し内容を踏まえ、制度的均衡を図る観点から、扶養手当における扶養親族の認定要件について、見直しを行うこととといたします。
具体的には、年間１３０万円未満としている扶養親族の収入限度額について、満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある扶養親族にあっては、年間１５０万円未満へと見直すこととします。なお、扶養親族から、配偶者及びパートナーシップ関係の相手方は除くこととします。実施時期は令和８年１０月１日といたします。
私からは以上です。
〈特区連〉

ただいま、扶養手当における認定要件の見直しについて提案がありました。各区においては、要件変更について、職員に対する丁寧な説明が必要であると考えますが、どのようにお考えかを伺います。

また、６月１８日の団体交渉において、行政系人事制度については、「皆さんと共有した課題認識に基づき、知識や経験が豊富な職員を含め、職員がより上位の職で能力を発揮できるよう、昇任後の負担軽減に向けた取組等について検討を進めております」としたうえで、「現在検討を進めている内容及び考え方については、時期をとらえてお示ししたいと考えております」としています。

今年度の給与改定交渉期までに結論を得るとするのであれば、検討の内容及び考え方について、未だに示されていない状況は、丁寧な協議とは言えません。なぜ、未だに内容及び考え方を示すことが出来ないのかを伺います。

〈当局〉

扶養手当における認定要件の見直しにつきましては、私どもといたしましても、職員に対して丁寧な説明が必要であると考えております。

また、行政系人事制度については、昇任後の負担軽減に向けた取組について、協議してまいりたいと考えています。

〈特区連〉

最後に、本日提案された扶養手当における認定要件の見直しにつきましては、国・東京都と同様の制度となることから、これを受け入れることといたします。

〈当局〉

扶養手当における認定要件の見直しについて、妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。